栃木県 E Ⅲ 2 00

昭和25年

婦人関係資料第一五号

中央婦人問題会議總会

# 農村委員会報告

労働省婦人少年局

婦人關係資料第一五號

# 中央婦人問題會議總會

# 農村委員會報告

勞働省婦人少年局

# はしがき

四月の婦人週間の主要行事の一つとして、中央では、三日間にわたつて「中央婦人問題会議」が開かれました。

この中央婦人問題会議は、労働委員会、農村委員会、家庭生活委員会の三委員会に分れて、それ〴〵の問題について討議し、最終日の総会に各々の委員会が、その討議の結果について報告をしました。

この会議全体にわたる記録は、委員会毎にまとめ、三分冊として出版する予定ですが、部数も限られていますので会議の概要を知りたいという方々の便宜を計つて、総会への報告のみを、別に印刷することにいたしました。

ここに收めましたのは、農村委員会の総会における報告です。農村委員会は、いわゆる農村婦人の問題を解決するためには、まず農村婦人の地位を必然的に低くしている条件を明らかにする必要があるという見地から、その基本的な要件について討議を行い、今後の方向として、協同化の道を示しました。

農村婦人の問題は、その関聯するところが広く深いので、いままでは、とかくその核心がつかめず、いたずらに表面に現われたことのみ追いかけて、遂には問題の複雜さに、そ

の方向を見失ってしまう、ということも多かったようです。

この報告は、農村婦人の問題が、日本の過少農的農業経営といかに密接に結びついているか、また農村の人口問題、潜在失業問題とどの様な関聯をもっているか、などの事情を明らかにすると同時に、農村婦人の家事労働の実態、保健衛生の状態、更に家庭生活、社会生活における立場などについて検討を加えています。

結論として示された協同化も、実際に行う場合には種々の困難が予想されますが、そこに至るまでの討議は、一般の方々の参考になると存じます。

なお、委員会は、あらかじめ数回の準備会を持って、議題並びに問題の所在について十分な討議を行い、会議の当日は、各委員から、それぞれの問題についての研究発表があり、ついで全般に亘って論議が行われました。その結果がまとめられて、総会の報告となったわけですが、終始変らず熱心に御参加下さった委員の方々に厚く感謝する次第です。

一九五〇年九月

労働省　婦人少年局

# 農村委員会

## 議題「協同化と婦人について」

一、農村婦人問題の所在　東京大学社会科学研究所助教授　大内力

二、農家経済と婦人労働
　一、農業経営の実態と婦人労働の位置
　二、農業経営の合理化と婦人労働
　三、農村人口問題　農村問題研究家　櫻井武雄
　四、離村と潜在失業　人口問題研究所長（同研究所総務部長）　岡崎文規（館）
　五、家事労働　東京教育大学農学部教授　野尻重雄

三、農村社会と婦人の地位
　一、農村婦人の保健衛生　横浜医科大学教授　森山豊
　二、農村婦人の生活意識　民俗学研究家　瀬川清子
　三、農村社会構造と婦人の地位　東京大学文学部社会学科助教授　福武直

四、協同化と婦人　農林省農業協同組合課長　平木桂

五、結論
　農村婦人の解放のためにはどうしたらよいか。

（註、農村人口問題は、岡崎、館両氏が協力されました。）

# 農村委員會報告

## 目次


一、農村委員会の概要……頁七
一、農村委員会における問題のたて方……七
一、農業経営の現状と婦人労仂の地位……八
一、農業経営の合理化と婦人労仂……一〇
一、農村人口問題……一二
一、離村と帰村の諸形態……一三
一、家事労仂の分析……一五
一、農村婦人の保健衛生……一七
一、農村婦人の生活意識……一七
一、農村の家族的諸関係と婦人の地位……一八
一、農業協同組合の現状……一九
一、農村婦人問題解決への道……一九

## ◎農村委員会の概要

**○丸岡議長**　たゞいまから農村委員会の御報告でございます。農村婦人委員会は十一、十二日と二日続けて十名の委員によつて十分討議いたしました。これからその討議の経過と結果を大内先生から代表して御報告願うことになつております。

農村委員会といたしましては、大体の考え方としまして、農村の婦人の現在の状態はどういうことになつているか、またそれをわれ〳〵が何らかの形において解決するとすれば、どういう方法を考えたらいいだろうかという問題を中心として論ずる予定でありました。ところが農村の婦人の問題と一言に申しましても、これは非常に間口が廣いので、いろ〳〵な問題が非常にたくさん取上げられなければならないことになつたわけであります。そして委員会ではいろいろな問題の御報告を伺いました結果、大体われ〳〵は農村婦人問題がどこにあるかということもわかりましたし、それからそれについての一應の対策を考えることができたわけでありますが、そういう一つ〳〵の各委員の御報告は、いろ〳〵詳細な問題にわたつておりまして、非常に興味のある問題が多いのであります。しかし、本日は時間が限られておりますので、こまかいことまで、御報告することができないのを遺憾に思います。しかし、それはいたし方ございませんから、大体の本筋に沿つたものだけをとりあえずとりまとめて一定の筋を立てて御報告をするということにいたします。

## ◎農村委員会における問題のたて方

まず農村婦人問題をわれ〳〵がどういう点から取上げたかと申しますと、そのプログラムをごらんになればわかると思いますが、一番初めに農家の経済状態と農村婦人とがどういう関係に置かれているかという問題を中心として考えてみました。そこで取上げられました問題は、日本の農業経営の実態がどういうものであるか、また農家の経済状態はどういうものであるか、その中において婦人の農業労働がどういう地位を占めているかという問題、さらにそれから出発いたしまして農家経営が合理化されるとすれば、その中における婦人労働はどういう形にかわつて行くであろうかということを考えてみました。と同時にこのような農業経営のあり方を制約するいろ〳〵な問題といたしまして、また農村の婦人の地位をいろいろ制約する問題といたしまして、どうしても人口問題が一つ大きな問題であります。そういう観点から人口問題と離村の関係、あるいは離村と逆の現象といたしまして都会で失業した者が農村にもどつて來る、それがいわゆる潜在失業という形をとる、そういう潜在失業の関係を問題にしてみました。それから他方農家の婦人の労働と申しますと、單なる農業労働だけではなくて、いわゆる家事労働が相当大きな意味を持つている、そういう意味で家事労働を分析してみる必要がありますので家事労働の問題も取上げてみました。一應このように農家の経済あるいは農業経営から出発しまして、その中における婦人労働の状態を明らかにする、また同時にそういう農家の経済なり農業経営なりを制約するいろ〳〵な條件を考えてみることによりまして、農村婦人問題のいわば一番基礎をなす農民の経済的な生活過程における婦人問題の位置が大体明らかになつたというふうに考えてよいと思います。

次に問題にいたしましたことは、一應そういう農家の経済なり農業経営、またそこにおける婦人労働の位置を前提といたしました上で、今度はその基礎の上に成立つところの農家の家族制度、あるいは農村の婦人の毎日の生活状態、あるいは保健衛生の問題あるいはまたそういう生活の中から出て來る、いわゆるイデオロギー的諸形態すなわち生活意識というようなもの、さらに、かかる農家を單位として成立つところの農村社会全体の社会構造の中における婦人の位置、そういう問題を順々に解明していくことであります。つまり一言にしていえばそれはいわゆる農村の封建性ということになると思いますが、そういう農村の封建的な社会構造の中において、婦人はどういう位置を占めているかという問題を解くことが、ここでの眼目であつたと申してよいでありましよう。それによつて先ほどの経済的諸條件とその上に立つかかる社会的諸條件という二つをかれこれあわせ

て考えまして、かくすることによつて農村の婦人問題のあり方を明らかにしようという意図を持つたわけであります。

そういういろ〳〵な研究の結果として、この道筋はあとでもう少し詳しく申し上げるつもりですが、とにかく、結論を先に申し上げますならば、要するに農村の婦人の地位を高めるという問題は、農業経営の合理化が、なによりも主眼でなければならぬ。農業経営が合理化されるということはこれはいろ〳〵な道筋が考えられるにしても、究極的なわれ〳〵の目標は、日本の農業経営の協同化というところに置かれなければならないという結論が、一應大体すべての委員の一致した見解として出て來たわけであります。そういう立場から申し上げますと、現在御承知の通り、農業協同組合法というものが施かれておりまして、それによつて、日本の全國の農村に農業協同組合が成立しているわけですが、そういう農業協同組合がわれわれの理想とする農業の協同化という面にどういう意味を持つておるかということを確かめておく必要があり、こういう点で最後の問題として農業協同組合の現状の分析ということが行われたわけであります。

そういう檢討を経た結果として、要するにどういう対策をすれば農村の婦人問題は解決できるかということが結論として最後に出て來たわけであります。これは最後に詳しく御報告するつもりでありますが、ともかくも全体の問題の立て方、またその問題に対するわれ〳〵の答え方というものはほぼ以上申しましたような意図のもとに組立てられて來たということを先に申し上げておきたいと思います。

## ◎農業経営の現状と婦人労働の地位

そこで今度はもう少し細部にわたりまして、おの〳〵今申しました相互に連関を持つ諸問題についていろ〳〵の委員からどういう御報告があつたかというその概要を御紹介いたします。

一番初めには日本の農業経営なり農家経済がどういう状態に置かれているかということの分析が必要になりました。これは私が委員会において一應報告したテーマですが、この問題は実は非常にむづかしい大きな問題を含んでおりまして、とても短かい時間で簡單に申し上げられない問題だと思います。しかしごくかいつまんで、その要点だけを申しますならば、要するに日本の農業経営はほとんど全部が、おそらくその九七、八パーセントまでが、家族労働を主体とするいわゆる家族的な小農経営ないし過小農経営という形態をとつているということが、まず第一に認識されなければならない事実であります。そこで何故そういう小農的なあるいは過小農的な経営が日本において支配的であつたか。これは單に現在において過小農経営が支配的であるというばかりではなくて、明治以來の日本の農業の発展過程をわれ〳〵が確かめてみますならば、日本においてはむしろ一、二町を経営するところの、つまり家族労力を最大限に利用し得るところの経営が最も発展力を持ち最も強い競争力を持つて成長しているのであつて、それ以上に大きい経営、つまり雇用労働力を用いて資本的に経営する経営というものは日本においてはむしろ解体することはあつても成長することはなかつたと言えましよう。それでは何ゆえそういう家族経営的な農業経営が日本において必然になつて來たかということが問題になるわけであります。これはいろ〳〵むづかしい問題は残されておりますが、わたくしは、要するにそれは非常に遲れて資本主義が発達した日本資本主義の特殊的な構造に規定されて、いわゆる農民層の分解が、たとえばイギリスの場合のように完全な形で行われなかつたためではないかと考えます。そういう家族的な小経営が成立する自然的な條件としてはむろん日本の耕地面積が非常に限られているということも考えられます。しかし、そういう限られた耕地面積に対して、明治の初め以來、たえず過剰人口が農村に堆積する傾向があつたことがより重要な條件としてあげられます。この過剰人口というのはけつして單に土地に比して人間が多いという数量的な問題ではなくて、むしろ日本の資本主義の発達が非常に制約された形で行われざるを得なかつたことに由來する過剰人口なのであります。いいかえれば日本は、たとえばイギリスのように非常に廣大な外國市場を支配して、しかも非常に惠まれた條件のもとで資本主義が発達したというのではなくて、非常に遲れた國として外國と

の絶えざる競争のもとに非常に狭い範囲において資本主義が成立せざるを得なかつたということが農村の過剰人口をいよ〳〵大きくする原因であつたと考えられます。またこの過剰人口は單に數量的な意味において工業の側におけるエンプロイメントが小さかつた、人口吸收力が小さかつたということに由來するのみではなくて、先ほどの労働委員会の御報告にもありましたように、いわゆるチープ・レーバーつまり低賃金が日本の資本主義を一貫する特色をなして來たということにもその原因があります。この低賃金自体は、むろんあるいみで農村の方にその基礎があるというのは農村の生活程度が低く、かつそこに過剰人口があるということが低賃金を規定して來たわけだからであります。しかし逆にそういう低賃金を基礎にして日本の資本主義が成立つということは、いよ〳〵もつて農村の過剰人口をはげしくするという逆の関係もあつたと考えてもいいと思います。要するにそういうわけで、日本の資本主義の後進國としての特殊性に規定されまして、日本の農村においては、家族的な小経営が今日に至るまで非常に根強く残らざるを得ないという関係が成立して來ているといえましよう。そしてそういう家族的な小経営が支配的に行われているという條件のもとにおいて問題を考えますならば、まず何よりも明らかなことは、そういう家族的な小経営が相互にはげしく競争をするという條件のもとにおいては、農業を支配する價格関係が、農業にとつて非常に不利に働かざるを得ないということになります。つまり農産物價格のはなはだしい低位性、農産物價格がはなはだしく低いということが、日本の農業にとつての一つの重大な問題になつて來たし、また今日でもなつているわけであります。その農産物價格の水準はどの程度に低かつたかと申しますならば、いろ〳〵な農家経済調査の数字をわれ〳〵が見ればすぐわかりますように、大体において日本の農民に対して最小の生活を保障するかしないかという程度、むしろ最小の生活水準さえも割るほどの低い所得しか実現し得ないほどの低い價格が強制されていたと考えられます。そういう價格関係にまず支配されて、さらに――これは農地改革である程度解決された問題でありますが、――その上に非常に高率な小作料の賦課があつたこと、あるいは現在も問題になつております。租税その他の不生産的な負担が非常に重いという條件も加わりまして、結局日本の大部分の農家経営は、農業をやつた結果として得られるものは、最小限の生活費の額にすぎなかつた、あるいは、その最小限の生活費さえ割るほどの所得しか上げられないという條件に置かれざるを得なかつたわけであります。ところがこのように農産物の價格が非常に小さいという條件のもとにおきましては、結局農民はます〳〵よけい労働して、ます〳〵生産物の量をふやすことによつて、單位生産物の價格の安いのをカヴァーして、それによつて少しでも所得を多くしようと努力を絶えず繰返さざるを得ないわけであります。その結果としてあらゆる農家の家族が農業経営に動員されなければならないということになりますし、しかもそういうたくさんの労働が狭い耕地の上にいよ〳〵集約的に投下されるということになれば、いわゆる労働の限界收益性は、いよ〳〵低下して來る。従つて労働をます〳〵たくさん投下し、農業をます〳〵集約的にすればするほど労働生産力はいよ〳〵低下します。しかも生産量がふえて、市場の供給量が増加すれば、價格はます〳〵低下し、農民はいよいよ生活ができなくなるという條件が重なつて來ると考えていいでありましよう。そしてこういう点から農家の過労という問題も出て來るわけであります。一方ではそういうふうに過労になるほどの農業労働を全家族が営みながら、しかもなお今申しましたような理由がありますために、農業経営だけでは生活できないという問題がいよ〳〵深刻になつて來る。そうするとどうしても労働の一部分は農業外において消化しなければならないという條件が必然的に出て來るわけであります。これがつまり出稼ぎとなり、あるいは通勤という形にもなりますし、また極端な場合には身売りという形になるわけでありますが、ともかくも労働力を農業の外部に排除して、それによつて若干の労賃所得を上げて、農業所得の低いところを埋め合せて行くという形をとらざるを得なくなるわけであります。これが農村の過剰人口の存在形態であるというふうにわれ〳〵には考えられます。ここでわれ〳〵が注意しておかなければならないことは日本の農業経営におきましては、人口が余つているがゆえに農民は、あまり働かないでいい、働か

ないでも農業がやれるという形では決してないということです。むしろ逆であつて、農業の所得が小さいがゆえに農民はます〳〵、過労になるほど労働をしなければならない。過労になるほど労働をすることによつて所得はむしろます〳〵小さくなり、それによつていよ〳〵農家外に労働力を賣らなければならない、つまり潜在的な過剰人口がそういう形で益々大きくなる、そういう関係があるということを認識しておく必要があります。そのことに規定されて、日本の農村の婦人労働の意味も考えられなければならないのであります。そこでもう少し具体的に申し上げますならば、そういう農村の婦人労働がどういうことになつているかと申しますと、まず今申し上げましたようなわけで、農業にはあらゆる家族の労力が最大限に動員されなければならないという経済的な條件があるわけで、その意味において婦人も——單に婦人ばかりではなくて老人から子供に至るまで、あらゆるものが農業のために動員されることになります。ことに日本の農業のように技術的な水準が非常に低い場合におきましては、農業の季節的な繁閑性を十分に克服することができない。そこで農繁期におきましては、ます〳〵大きな労働の負担が一時的に農民の肩の上にかかつて來るわけでありまして、それがまた婦人労働という立場から見ましても、農繁期における婦人の過労ということが非常に問題になつて來るのであります。それから單にそういう農業労働に婦人が動員されるばかりではなくて、それ以外の兼業労働におきましても、婦人もまた働かなければ生活ができないという條件が、日本の農家には存在しているわけであります。それからそういう農業労働と兼業労働をやつて、なおかつその上に家事労働が、非常に大きな負担として残されております。ことに農村は都会の生活と比べまして、家の構造にしましてもあるいはいろ〳〵な炊事の設備やその他の家屋の設備を考えましても、はるかに設備が不完全であり、不合理であります。そういう中においては、家事労働そのものが非常に大きな負担にならざるを得ないのは当然であります。こういう形で農業労働、兼業労働、家事労働という三つの労働が農村の婦人の肩に一ぺんに落ちかかるということになつて、農村の婦人の労働條件が非常に悪化するという傾向を持つているのではないかと思われます。その一つの証拠といたしまして、生活時間調査というものを調べてみますならば、農繁期の例をとりますと、男子と農家の婦人の間における農業労働の時間の差がせい〳〵のところ一時間ぐらいしかない、つまり男子の方が一時間ぐらいしかよけい働いていない。ところが他方におきまして家事労働に三時間あまりが充てられておりまして、しかもそれはほとんど全部が婦人の肩の上に落ちかかつているということになつております。結局農家の婦人の場合には男子よりも二時間余りよけいの労働を必要とすることになるわけでありますが、この二時間余りのよけいな時間は、結局一方では、睡眠時間を減らすという形でまかなわれ、また他方におきましてはそれ以外の時間たとえば休養の時間とか、あるいはいろ〳〵の教養のために使う時間、そういうものに食い込んで來るという形をとつているのであります。ことに農繁期におきましては、睡眠以外の休養とかあるいは教養の時間というものは、ほとんどゼロまで切り詰められるというのが一般的な状態であるというふうに考えられます。そういう状態に婦人が置かれているということによつて、單に婦人は肉体的にます〳〵過労になつて、それが健康状態にもひゞくし早老の原因にもなるし、あるいは育兒がいよ〳〵不完全になるという問題があるばかりではなくて、また教養とか、その他のために用いる時間が非常に少いので、知的なレベルにおいても男子より低くならざるを得ないという関係が出て來るのではないかと私には考えられたわけであります。大体そういうことで、一應日本の農業の経営の実態がその中における婦人の労働の位置というものを規定することができるのではないかというふうに考えられたのであります。

## ◎農業経営の合理化と婦人労働

それではそういう日本の農業の状態なり、あるいはその中における婦人労働の地位なりは、どうしても救いようのないものであるかどうかという問題がここで考えられなければならないわけでありますが、今私が申し上げたことからもおわかりになつたと思いますが、要するに農村の婦人の労

働が非常に過重であるという問題は、日本の農業経営が非常に遅れており、かつ不合理な狀態に置かれていることに大きく制約されているわけであります。そこでかりに價格水準が與えられているものと前提いたしますならば、そういう與えられた價格水準の中では、生産力の高い経営をつくり出すことによつてのみ、所得を拡大することができるわけであります。そして生産力が高くなり所得が大きくなるという條件があるならば、婦人の労働を農業からある程度解放することも可能になつて來るというふうに考えられます。そこでそういう事実を日本の現実の中にわれ〳〵は発見できないかどうかという問題があるわけでありますがそれを検討いたしましたのが櫻井委員によつて報告されました農業経営の合理化と婦人労働という問題であります。

櫻井委員の御報告は、それ以外の問題にもわたつておりましたが、今その観点だけから取上げて申しますと、櫻井さんが茨城縣の谷原村——この村は鬼怒川沿いの水田單作地帯でありますが、その村で調査された結果をまず御報告いただきましたが、この村におきましては、從來は水田單作地帯でありましたので、ことに婦人の労働が非常に過重でありました。ことにこの村は比較的農業経営の面積が大きかつたために、婦人労働が特に過重であつて、その附近の農村では谷原村にはお嫁にやるなということが一般に言われるほどひどい農業労働が行われておつた村であります。それがこの前の昭和五、六年の恐慌以來、何とかして農業経営の合理化をしなければならないという声が農村の間で非常に高まつて参りました。それによつてまず水田の技術的な改善が相当徹底的に行われたというのであります。その基礎條件として、まず土地改良、つまり暗渠排水その他が、徹底的に行われ、さらにそれを基礎として交換分合が相当大規模に行われた。まずそういう前提條件をつくり出しておいて、しかる後に水田のできるだけの機械化、ことに畜力による機械化が行われました。その結果、今日の狀態では、水田の大体八十パーセントまでは畜力中耕除草が行われ、脱穀調製作業はほとんど電化されております。とくに除草作業がこの村では畜力化しておりまして、それが農家にとつて、——ことに農村の婦人にとつて——非常に大きな負担である除草作業を非常に軽減した事実が見られます。現在ではこの村で水田作業に手の労働が残されておりますのは、わずかに田植と刈取りという二つの作業だけであるという程度になつているのであります。かくして婦人の狀態がそのために非常によくなつたという実例が報告されました。

それからもう一つ櫻井委員から御報告されました事実と申しますのは、茨城縣に神立という常磐線の駅がありますが、この神立駅附近の開拓組合の事例であります。ここでは前の谷原村の例よりはさらに一層徹底した例がみられるのでありまして、大体その開拓組合は五軒の農家が一つの單位をなして共同作業が行われているというのであります。その五戸のおの〳〵の家の持分は、大体、全体で二町歩だそうですが、そのうちの五反歩は宅地や家庭菜園に残しまして、一町五反をおのおのが出して、すなわち五軒ですから七町五反になりますが、それを共同作業をしている。そうして五軒から男が一人ずつ、全体で五人の男が出て畜力としては馬一頭を入れ、共同作業地の全部の経営ができているのであります。その結果としてこの開拓地におきましては、婦人の農業労働は、この共同作業地における耕作からは全然解放されておりまして、ただ家庭菜園の仕事と農家の小家畜——たとえば山羊、鶏、うさぎ、豚、そういう小家畜の世話だけが婦人の農業労働として残されております。そのために婦人が非常に多くの時間を得ることができるようになつたということであります。またそれに附隨いたしまして櫻井委員の御報告によりますと、大体世界の傾向から言いましても、また日本の傾向から申しましても、農業経営が零細であるところほど婦人の労働が農業経営において占める比重が非常に大きい。それから農業の機械化が遅れており、農業技術の低い國なりあるいは日本のそういう地方におきましては、婦人の農業労働の比率が非常に高いという傾向を発見することができる。結局農業労働からある程度婦人を解放する問題は、要するに農業の合理化を徹底的に推し進めるという以外には方法がないのではないかという結論がそこから大体出て來たわけであります。

## ◎農村人口問題

その次にはそれでは日本のこのような小農経営はいかなる條件によつて制約されて存続してきたかということが問題になるわけでありますが、その場合にまずわれ〳〵としてどうしても見逃してはならない問題は、人口の問題であるということは先ほどちよつと申し上げた通りであります。そこで農村の人口問題がどういう狀態にあるかということを岡崎委員から御報告願つたのでありますが、まず第一に日本の社会全体の中において、農村の人口がどういう位置を占めているかということを考えてみますと、日本の人口の増加は明治以來非常に急激に行われてまいりました。そして農村における人口の自然増加は都市に比べて非常に高いという現象が顯著に見られるのであります。ところで人口の増加と申しますものは、申すまでもなく一方においては出生率が高いか、あるいは死亡率が低いかという二つの條件によつて左右されるわけであります。ところが死亡率は大体において都市と農村と、ことに最近においてはほとんどかわらないというところまで参つて來ているわけであります。そういたしますと農村において自然増加率が非常に大きいということは、要するに農村の出生率が非常に高いという問題に帰せられるということになるわけであります。しかも日本の農業におきましては、こういう非常に高い出生率、従つて非常に高い自然増加を示す人口を全部吸收する力がないわけであります。御承知の通り日本の農業人口というものは、われ〳〵農業専門家にとつては非常に便利なのでありますが、千四百万という大体の数字を一つ覚えておきますと、明治の初め以來今度の戰争が始まるまで、いつでも農業人口を示すことができる、それほどにかわつていないのであります。つまり農業人口はつねに過飽和狀態にありほとんどそれ以上の吸收力をもちえなかつた、というのが日本の農業の狀態でありました。そこでそういう高い出生率を示す、従つて高い増加率を示す農村人口は、ほとんどふえただけの全部が農業外に流出するということになります。そして農業外に流出した人口は——これはむしろ労働委員会に関連するわけでありますが、工業の側における安い賃金あるいは安い労働力の給源になつていたと考えられます。まだこういう安い給源がいわば無限にあつたということが日本の工業の合理化をいよ〳〵妨げる非常に大きな原因であつたということも周知のところであります。要するにそういう意味で日本の農業は工業のために労働力を育成するという役目を背負わされていたわけであります。いいかえれば、労働力の養育費なり教育費というものは、ほとんど全部が農村の負担として行われてきたのであり、このいみで労働力のいわゆる再生産はもつぱら農村の負担になつていたし現になつているということができます。そしてそのことはまた農村にとつては非常に大きな経済的負担になつて來たわけであります。

しかも單にそういう形において、農村に人口の負担が背負わされていたばかりではなくて、さらに景氣の変動につれて都市において失業した人口は、非常に多くの部分が農村に再び還流して來るという形をとるわけであります。そうして現在はその一つの場合で、非常に多くの失業人口が農村に還流して來ているために、たとえば農業人口におきましても、先ほどの千四百万というのがはるかにふえまして、すでに千八百万近くになつております。こういう失業人口は、実際には農業の中で合理的に吸收することはできないわけでありますが、しかしとにかく農村に帰れば、何か食うだけのものがあるという條件があるために、いくらでも農村に堆積するという形になりやすい。そのことが農業の経営なり農家の経済に対して、いよ〳〵大きな負担を加えるということになるといえましよう。そこでこの岡崎委員の今のような御報告の中から、われ〳〵は二つの問題を考えることができます。

一つはそういう非常に高い出生率を農村が持つているということは、現在の日本の経済狀態から考えて、必ずしも望ましいものではない。そこで当然出て來る問題として、何らかの意味における出生児の制限というものを、今後考えなければならないのではないかということであります。

それからたとえ産児制限ということが、ある程度問題になつたとしましても、しかしそれはすぐに今の過剰人口を解決する手段ではないのであります。しかもこの場合には、従來の日本の社会では、ある程度政策的に推し進められるという傾向

さえあつたわけでありますが、都市の失業人口は何でも全部農村に押しつけてしまえという考え方が強かつた、しかしこういう考え方が行われている限りは、日本の農業の経済的な狀態を改善することは不可能であるという結論が出て來るわけであります。そういう意味で、失業対策なり過剰人口の対策ということが、当然日本の農村の合理化というものと関連して考えられなければなりません。從つてまた農村婦人の解放の問題と失業人口の対策というものが非常に重大な関係があるのではないかということが、一つの問題として出て來るわけであります。この点は、さらに後でも少しくわしくふれたいと思います。

それから今ちよつと落しましたが、産児制限という問題はあとで御紹介いたします森山委員の御報告にも関連するわけでありまして、そういうふうに農村が非常に過大な出生率を示しているということが、農家の婦人——ことに母体の体力を非常に減耗することになりますし、また育児の負担が農村の婦人にとつて、非常に大きな負担になるおそれがあるわけであります。從つてそういう点からも、何らかの形における産児制限ということが、当然問題として考えられなければならないことになるわけであります。

## ◎離村と帰村の諸形態

そういうわけで、一應人口の全体としての概観はわかつたと思いますが、今度はもう少し具体的にいたしますために、離村というものはどういう形において行われて來たかということ、また今申しましたような失業人口が農村に還流するという場合には、どういう形で還流し、それは農村に対してどういう影響を與えるかということが、その次の問題としてあげられます。そしてなぜ離村が行われなければならないかということは先ほども申しましたように、それは要するに日本の農業の低所得性ということに原因していると考えられますが、同じ低所得性に関連して人口が流出する場合に、男子と女子の間でどういう相違があるかということがこゝで明らかにされなければならない問題であります。そういうような問題は野尻委員から非常に詳細な実態調査に基いた御報告がありました。これもなか〳〵興味ある問題を含んでいますが、いま、ごく概略だけ御紹介申し上げますならば、まず離村の形態は、大ざつぱに申しまして、いわゆる完全離村——つまり一家をあげて、あるいは一家をあげなくても一人だけでもいいのでありますが、農家から通勤しているのではなくて、農家から離れて都市に移つてしまう。こういう形で農業を離れるという完全離村——という形と、季節的な出稼ぎ——あるいは毎日通勤していてもいいわけでありますが、しかし主として秋なら秋あるいは冬なら冬ということに限つて働きに出るという季節的な出稼ぎ——という形と、それからこれは経済的な意味における労働力の移動ではありませんが、いわゆる縁組みによる——たとえば嫁に行くという形で農村から離れる——形と大ざつぱに申しまして、この三つの形が考えられるわけであります。この場合に男子と女子の性格的な違いを考えてみますと、男子の場合には完全離村という形、あるいは出稼ぎという形が非常に支配的であるのに対しまして女子の場合には縁組み離村というものが割合いに多いわけでありますが、これを一應度外視いたしますならば、完全離村という形がもつぱら行われていて、いわゆる出稼ぎという形は非常にまれであるという傾向が出て來るのであります。しかも完全離村と申しますのも、女子の場合には実はほんとうの意味における完全離村ではなくて、これは前の労働委員会の御報告でもある程度明らかでありましたが、大体において嫁に行く前の数年間を農村から出て來て都市で働くという形において、いいかえればやや長期にわたる季節的な出稼ぎのような形をとつて離村するということになるわけであります。そういう意味で女子の労力の方が、農家経済とのつながりがより強い。根強く農家に対してひもを残しながら離村するのであります。そしてこのことが日本のいわゆる安い賃金、ことに女子労働の非常に安い賃金の一つの源泉になつているというふうにわれ〳〵は判断することができるのであります。それから今度はそういう離村をいたします農家の階層を考えますと、大体において下層になるほど離村が大きい。また自作と小作というふうにわけますならば、小作農ほど離村が大きいということが常識的にも判断できるわけでありますが、ことに女子労働の場合には下層から流出するという傾向が男子の場合よりも一層著しい。つまり男子の

場合には上級、下級あらゆる階層についてある程度離村が見られるのに対して、女子の場合には非常に著しく下層農家から流出する、こういう結果が出ております。このように男女いずれにせよ下層ほど離村が多いということは、離村が経済的な條件によつて左右されている、すなわち家計が困難であるがゆえに離村するという事実があることを示すものでありますが、特に女子の場合によけい下層からの離村が多いということは、離村の仕方が非常に経済的な意味の強いものであるということを知ることができます。それから離村する年令を調べてみますと、全体といたしまして、十四五才というところが一つのピークになるのでありますが、女子の場合の方が、男子より離村の年令が早い傾向が出て参ります。女子の場合には、大体八、九才のところから離村が始まりまして、十二才、小学校を終るところが最高の離村率を示すそれからだん〳〵と減少しながら二十五才ぐらいまでの間、離村が行われるという傾向が現われます。ところが男子の場合には、それから二、三年遅れまして、つまり十才前後から離村が始まりまして、十四才、大体高等小学校を終るところから非常に高い離村率を示している。それからだんだん下りながら大体三十才前後まで離村が続く。こういう年令の違いがあります。つまり女子の場合には、男子よりもより早く離村が行われるということでありますが、これは前に申しました結婚前の女子が多く流出するということが、その一つの原因であると同時に、ことに下層の窮迫した農家においては、とにかく口を減らす。食べる口をなるべく減らしたいということで、非常に早く娘を処分する——処分するというのは、悪い言葉ですが、ともかくも口減しのために処分するいみがあるわけと考えられます。これは極端な場合には身賣りになるわけであります。身賣りにまで行かないにしろ、労力として外に出すという傾向が非常に強いということが、ここでわかります。そしてこのようにして離村した先を職業別に見ますと、男子の場合には工業及び商業が一番多くて、それに続いて公務、自由業というものが割合に多い職業であるということであります。しかもその場合に工業に向う者は上層の農家より下層の農家が多いということになり、逆に公務、自由業の場合には、下層農家より上層農家の方がより多く移動する傾向が出ている。つぎに女子の場合には、一番多いのは工場の女工として出るのでありますが、それに続いて出るのは家事使用人——女中さんとして出る傾向が非常に大きい。それをまた農家の階層と結びつけてみますと、大体女工として流出するのは下層の農家の娘が多く、女中として流出するのは、ある程度中流ないし上流の農家にまで見られるという傾向がある。概して申しますならば、女工の流出の多い村は貧乏な村であり、女工を出している農家は貧乏な農家である。それに反して女中を出している村は、比較的富裕な村であり、女中を出している農家は、比較的裕福な家であるといえるわけです。また女子の流出する人口は、あまり遠方には行かないで、比較的農村に近い中小都市に多く向うという傾向を顕著に示しているということがあります。そういう点から申しまして、日本の地方的な中小工業に、農家の女子労働が最も強く結合されているというふうに考えることができます。これが大体の日本の離村の形態でありますが、これでもわかりますように、日本の農家における女子労働というものが、何よりも余分のものであるという考えが非常に強いということが、これからよくわかります。これはあとの福武委員の御報告のときに、もう一度取上げる問題でありますが、日本の農家においては男子はことに長男は家を継ぐものとして非常に尊重されるに対して、女子はあつてもなくてもいいもの、あるとすれば單に労働力としてのみ考えられるという傾向が強いのであります。從つてまた労働力として自分の農業に必要がないときは、なるべく早くこれを農業外に排除しようという傾向が非常に強く現われているということが、今説明しましたような女子の離村の仕方にはつきり現われているとわれ〳〵には考えられたわけであります。

それからさらに野尻委員のもう一つのテーマは現在のような戰後におきまして、失業人口として帰つて來た者が、どういう狀態において農村の中にあるかということであります。野尻委員の御調査は、一箇月のうち七日以内しか労働をしない者を失業人口、七日から十二日の労働をする者を半失業人口と考えて、この失業及び半失業がどの程度農家の中に存在しているか、また農家の人口構成のなかにおいてどういう関係におかれているか

ということを調べられましたが、その結果によりますと、まずそういう失業なり半失業というものは、下層の農家ほど多くなつております。つまり従來において離村が最も大きかつた農家において現在においては失業、半失業人口が一番ふえているという傾向があるわけであります。それから現在もどつて來た人口、たとえば召集が解除になつたり、徴用が解除になつたり、あるいは都市で失業してもどつて來たりして、戰爭に負けた結果として農村にもどつて來た人口よりは、むしろ戰爭中からずつと農村に存在していた人口の方が、より多く失業ないし半失業になつている。ことに女子の場合においては、終戰につれてもどつて來た人口よりは、從來から農村にいた人口が、最大の失業を示しているという傾向があります。それからそういう失業人口なり半失業人口がどういう形態で農村に存在しているかというと、主として農家の手傳いという形で、つまり一月のうち七日くらいは農業の手傳いをする。しかしそれ以外の間は何もしない。こういう形のものが最も多いということであります。また年令別に見ますと、そういう失業人口なり半失業人口というものは、男の場合には十五才から二十才の間が多くて、それに次いで四十才から六十才の間が多い。これは戰爭が終つた結果として帰つて來た者が非常に農家でふえたために、四十才から六十才というような比較的老人に近い層は、労働から排除されてしまつた。そして失業人口になるという傾向があつたということであります。ことにこの場合に世帯主が失業人口になつている者が相当多い。世帯主と申しますとたいてい四十才から六十才の間だと思いますが、そういう者が失業している場合が多いということは、注目すべき事実であります。それから女子の場合には、大体二十五才以下の者が支配的に大きいということが言えます。つぎに世帯における地位から申しますと、むろん次男とか三男とかあるいは女子の失業が最大であるということになるわけでありますが、そのほかに叔父、叔母の階層において割合に失業人口が大きいという結論が出てまいります。以上が大体野尻委員の御報告の要旨であります。もう一度繰返して申しますならば、日本の工業における低賃金の基礎は、実は農村の労力に、すなわち農村の過剰人口にあつたわけであります。しかもそういうものが景氣のいかんによつて、あるいは農村から吸收されあるいは農村に追いもどされるという関係が成立つているのであります。そうして農村から吸收されるという場合においては、農家の経済との結びつきにおいて女子の労働が比較的強く吸收されるわけであります。しかも吸收される場合に、女子労働の方が農業への足の置き方が強い。ひもつきが強い。そこでその結果として女子労働の場合にはいよ〳〵家計補充的な意味を持つて來るということになり、労働委員会の同一労働、同一賃金という問題と非常に密接な関連があるということを知ることができます。また現在のように不況の狀態になりますと、失業人口が非常に多く農村にもどつて來る、それがいろ〳〵の形で農村に入るわけでありますが、ことに下層農家においてそういう失業人口が非常に多くなる。またその結果として、單に家族員だけではなくて世帯主までが十分に労働ができないという狀態に置かれて、それが農家の経済に対する非常な圧迫になつているということを、この御報告から知ることができたわけであります。

## ◎家事労働の分析

その次には家事労働の問題に関しまして、丸岡委員から御報告がありました。これは非常におもしろい実例をたくさんあげて、御報告をしていただいたのでありますが、その実例をいちいち繰返している時間がありませんから、丸岡委員の御報告のごく要旨だけを申し上げておきたいと思います。

まず日本の農家の家事労働というものは、とにかく非常に複雜なものである。——家事労働は何も農家だけでなくて、どこの家でも非常に複雜なわけでありますが、しかし日本の農村においては特に家事労働が非常に複雜にならざるを得ない理由があるわけであります。それは私も先ほどちよつと申し上げましたように、まず第一に家の設備なり、炊事の設備なり、育児の設備なりあるいは井戸のつくり方なりあるいは燃料の関係なり、要するにそういうあらゆる生活に必要な物的な條件が、農村の場合には非常に不完全な狀態に置かれております。そのためにます〳〵家事労働が過大

にならざるを得ないわけであり、よけいな労働力を必要とすることになるわけであります。さらに農家の場合には、それ以外に都会の婦人がやらないような仕事が、非常にたくさん残されているのであります。たとえばぼろつぎのようなことは、最近は都会の方でもなさると思いますが、農村においては、從來から非常に大きな意味を持つている。あるいはみそをたくこととか、つけ物をつけるとか、そういうような都会の婦人には必要ない作業が農家の婦人にはあるわけであります。さらにこれはあとの瀬川委員の御報告にも関連するのでありますが、農村の非常に古い諸関係がまだ農村のいろ〳〵な仕事を複雑にする。例えば冠婚葬祭が、非常に大げさに行われるということによつて婦人の臨時的な仕事が非常に多くなる。あるいは隣近所のつき合い、あるいは來客の接待が大げさに行われ、かつ事務的に処理され得ないということによつても、婦人労働が非常に過重になるという傾向があるわけであります。そういうふうに家事労働が非常に複雑にならざるを得ないという條件がありながら、逆に農家の婦人の家事労働というものは、時間数から申しますと非常に不足しているという結果が出ているのであります。さき程じつは申し落しましたが、たとえば農家の婦人の家事労働は一日に三時間くらいだということを私がさき程申しましたが、都会の婦人の家事労働は、その同じ調査によりますと、大体一日十時間から十一時間くらいを占めております。そういたしますと農家の婦人は——これは農繁期ありますから、特に短かいのでもありますが、——そういう非常に複雑な家事労働をしなければならないにもかかわらず、そのために用いる時間は都会の婦人の三分の一くらいしかないというのが事実だと思います。丸岡委員もそういう御趣旨だつたと思いますが、そういう意味で農家の家事労働の特質を申しますならば、それが農業労働から独立していない、むしろ農業労働の方に優先性があつて、農業労働が長いか短かいかによつて、家事労働の長さが左右されるという関係に置かれているということが、非常に大きな問題であります。ことに農繁期になりますと、婦人労働が非常に農業の方に大きく動員されます結果、家事労働が非常におろそかになる、たとえばそのことが農家の食事を單調なものにしてしまう。また育兒、教育という問題が非常におろそかにならざるを得ないということになるわけであります。しかもなおかつそういう農業労働と家事労働の負担によつて、農家の婦人の肉体が非常に破壊されるということにもなるわけであります。そういう意味でここで一つの解決策として、いわゆる生活の合理化ということが、農家の場合にも考えられなければならないということになるわけでありまして、ことに井戸のつくり方、すなわちポンプがなくてつるべで水を汲まなければならないというような井戸の構造、あるいは流しがなくて、遠い井戸まで行つて洗い物やきざみ物をしなければならないというような條件、あるいは戰争中、戰争以後にことに木綿が非常に欠乏しているということによつて、衣料生活が非常にきゆうくつになる、そのためにつぎや何かで家事労働が過重になつているということ、あるいは押入れが農家に十分にないため家の中の始末がつかない、それが家事労働を一層複雑にするという條件、そういうような生活の合理化ということがどうしても考えられなければならない。しかもそういう生活の合理化は、單に一つ〳〵の農家において行うということは、相当困難な條件であつて、ことに農繁期においてはどうしても共同炊事とかあるいは共同託兒所とか、いわゆる協同的な組織というものが考えられなければならない。こういう結論が出て來たわけであります。ただこれはすぐ次に申し上げます森山委員の御報告とも関連したわけでありますが、実はそういう生活合理化ということだけを非常に强調するということは、相当危險な問題が残されているわけであります。と申します意味は、單に生活を合理化して家事労働の時間を減らすことは、逆に農業労働をます〳〵婦人において過重にするという危險性を伴つているのであります。そこで單なる生活の合理化では、農村の婦人の問題は解決できないわけであつて、どうしてもまず農業労働から婦人をある程度解放するという問題を先に考えておいてしかる後に家事労働の合理化という問題も考えられなければならない。つまり両者が相携えて進まなければいけないのであつて、一方だけを行うということは不可能であると同時に、かりに行うとすればかえつて危險であるということが考えられたわけであります。

## ◎農村婦人の保健衛生

次にそういう過重な労働とかあるいは過重な出産というようなことによつて、農村の婦人の保健衛生がどういう状態に置かれているかということについて、森山委員から御報告がありました。これもいろ〳〵こまかい統計的データをあげられまして、詳細な御報告がありましたが、あまり詳しいことを申し上げている暇がありません。とにかくまず第一に農村の婦人の出産回数が非常に大きいということが、ひとつの問題点になりました。森山委員の御調査の結果によりますと、極端な村においては、六百三十二人の調査人員――これは四十五才以上の姙娠年令を過ぎた人でありますが――のうちで、十回以上出産した者が七十四人、平均的な出産回数が七・九回という結果が出ておるのであります。こういうふうに農村の婦人が非常に多産であるということが、母体の体力の減退、農村の婦人の早老を引起しているということは、注目されなければならないことであります。しかもこの点に関連して、いわゆる出産兒の制限ということが問題になるわけであります。それについて最近では農村の婦人もある程度の関心は示している、必ずしも悪いとは考えていないけれども、実際にそれを実行しているという点からいうと、必ずしも十分に行われていない。またどれだけ子供がほしいかという希望を聞いてみても、やはり四五人ほしいという声が普通であつて、そういう意味で、まだ相当子供を持つことをむしろ望んでいるということに、相当の問題があるというのが御報告の一つの要点であります。

それから農業労働が非常に忙しいということによつて、ことに姙娠中の婦人なり、出産直後の婦人の労働が非常に過重になる。たとえば姙娠中、ことに出産の直前に休養をとることがほとんど行われていない。ことにある程度経営面積が多くて人手が足りないような農家におきましては、出産直前の休養が非常に不足しており、そのために早産とか流産が非常に多くなつている。ことに農繁期にかかつたときには、早産、流産が非常に大きくなる傾向を持つということであります。もう一つは産後の休養もまた非常に不充分である。森山さんのお話によりますと、お医者さんの方から申しますと、産後の休養は六週間ないし八週間とらなければならないのに、それが一箇月以内つまり三十日以内しか休まないというのが、ほとんど農村の婦人の九十パーセントぐらいになつている。最近においてさえ、まだ半分以上は一箇月以内の休養しかとつていない、こういうことになつております。こういうわけで農村婦人は非常に悪い衛生状態に置かれているけれども、その大きな原因として農家の労働の過重という問題が考えられなければならない、こういう御趣旨の御報告であつたと思います。

## ◎農村婦人の生活意識

その次にわれ〳〵の研究は、農村婦人の生活意識という問題に進んだわけでありまして、瀬川委員から非常に興味深い御報告がありました。これは後の福武委員の御報告とも非常に関連がありまして、ある程度両者つきまぜた御報告になるかもしれませんが、瀬川さんの御報告で特に注意して、重点を置かれて御説明になりましたのは、農家の中におけるいわゆる嫁と姑の関係という問題でありました。ことに姑の地位、すなわちいわゆる主婦権が、どういうふうにして生じて来たかということを、歴史的にいろ〳〵説明していただいたわけで、これはあとの福武委員の報告と合せて考えますと、非常におもしろい問題をたくさん含んでいたわけであります。これも詳細に申し上げる時間がありませんが、要するに従来の農家では姑の権利が非常に強い。そしてまたその姑がともすれば嫁いじめをするということはどこから来ているかと申しますと、瀬川委員の御説明によりますれば、農家の生活というものが非常に複雑なものを持つておるということにその原因がある。たとえば農家の経済が非常に小さくて、その経済の中でやりくり算段をしなければならないという條件があるために、そういうやりくり算段をするため必要な技術といいますか、技能といいますか、そういうものが長年の経験によつて獲得される以外に方法がないということにある。またある程度大きな農家では奉公人を相当使う場合がありますが、そういう奉公人を統制して働かせる。その人たちに対する食物の世話、衣服の世話、生活の世話をしてやる。そういう仕事が全部主婦の仕事になる。それから現在では減つているのでしようが

従來においてはたとえば衣料をつくる、あるいはつけものをつける、みそを煮る、あるいは家庭菜園のせわをする、家畜を飼う、こういう場合仕事が全部主婦の採配のもとに行われなければならないということ、それから農村の非常に古い協同休的な生活環境から來る年中行事、冠婚葬祭、隣り近所のつきあいというものも全部主婦の採配によつて行われる。要するに一言にして申しますれば農家の主婦というものは一種の熟練工的な長年の経驗によつてきたえ上げられた勘と特殊の技能を持ち合せなければ農家の家が持たないという條件に置かれていたということであります。そういうことがつまり、姑の權利を強くし、そういうことに不慣れな嫁の地位を低くしたということになるわけであります。しかもそういう姑の權利というものは日本の農家においてだん〳〵弱まりつつある傾向を示している。なぜ弱まつたかというと、つまり商品経済がだん〳〵農家の中に入つて來ることによつて、一方においては從來の物の経済、つまり物をやりくりする経済であつたのが、貨幣経済にだん〳〵置きかえられて來た。そうすると一家の経済が貨幣によつて支配されることになりそれによつて農産物を賣買するところの世帶主が経済の全權を握り、主農の経済力が弱まるということが一つ、それからもう一つは商品経済が入つてくるにつれて家庭生活がだん〳〵單純化されて來た。衣料も自分で生産しなくなり、みそもしようゆも酒も買うようになり、そういうことによつて農家の主婦の特殊な熟練工的な技能がだん〳〵必要がなくなつて來るということが出て來る。そういうことによつて農家の主婦權がだん〳〵と弱まつて來る傾向を示している。しかも現在でもなおそれが残つているのは、このような商品経済的合理化が十分に行われていないということにあるのではないかというのが瀬川委員の御報告であります。それでこの結論及びそこからわれ〳〵が知り得る問題は、要するに農家の家族制度、またその中における姑と嫁の関係は單なる男女平等というような、民主化というような面の力よりもむしろ生活の合理化、生活の單純化を徹底的に推し進めるような物的な力が農村の中に入つて來るということ、これは一言にしていえば商品経済の滲透ということであります。そういうことによつて自然に解決されていく問題ではないかということが出て來たわけであります。それで飜つて考えますに、そういう生活の合理化ということはこれまた一定の経済的な條件が整えられなければ行われないことでありますから、從つてここでもまた農家の経済狀態がいかにすれば向上するかという問題が当然出て來ることになります。

## ◎農村の家族的諸関係と婦人の地位

それからさらに進みましてその問題をもう少し廣い視野から考えていただいたのが福武委員の御報告でありますが、ここにおいてはまず農家の家族制度がどうして存続してきたかということが問題にされたわけであります。福武委員の御報告によれば、要するに日本の農村において家族制度が非常に強く残らざるを得ない——ことに日本の家族制度は御承知の通り直系的家族制度、つまり、長子相続制度という形で保たれているわけなのでありますが、その物的な基礎は結局日本の農家の家族的な経営形態にあるのではないか。つまり人間がほんとうに自由なる個人として成り立つということは、人間が生産手段から分離されるという事実が完成されたときに初めて行われることであります。ところが日本の農家においては、特に家は單なる消費のための集團ではなくて、同時にそこで生産が行われる場であり、生産集團でもある。そこでその生産集團を維持するための家族及び家が何よりも強い拘束力をもつものとして現われて來る。そういう社会においては家の方が中心であり、個人が社会を形成するのではなくして、家のために個人が存在するという考え方が強くなります、從つてそういう家族制度の中における婦人の地位というものは当然低くならざるを得ないということは考えられることであります。というのは家は代々男子が継いで行く。つまり親から長男に家が譲り渡されるという関係があり、從つて婦人はそこでは一種の單なる手段として見られる傾向が非常に強く、たとえば多少極端に申しますならば、腹は借りものであつて、女というものは子供をふやすための手段にすぎない。こういう考え方も出て來るわけであります。また娘は單なる收益の手段である。労働力として使うか、あるいはほ

かに賣り飛ばして使うか、つまり收益の手段として見られるという傾向が強くならざるを得ない。ということになります。そして農家の婦人を娘とか、嫁とか、あるいは主婦とかいうふうにわれわれがわけて考えて見ても、そういう特徴はどこにでも見出されるわけであります。たとえば結婚が両性の自由なる意思によつて行われないで、家と家との關係としてのみ考えられる。あるいは労働力のやりとりという関係として考えられるということも、家族制度から來る一つの結果であると考えられます。また同じ家庭の中におきましても、嫁は妻である前に親に仕えなければならない嫁として考えられる。そして家庭の中においては、親、主婦、兄嫁、夫あるいは小姑というようないわゆる家族制度的な組織が非常に厳格に保たれており、家庭の中における位置によつて婦人の地位が左右されます。こういう関係が出て來るのもかゝる家族制度の必然的な結果であるといわなければなりません。そこで、こういう家族制度が農村を支配している以上は、その他の農村の社会構造において婦人の地位が低いのは当然である。なぜならば農村を形成するものは個人ではなくて家である。家を代表するものは婦人ではなく世帯主であるという関係がある以上、婦人が農村の中に社会的な地位あるいは政治的な地位を持ち得ないということは必然的にならざるを得ません。またたとえ婦人がそういう地位を得る場合があつても、それは婦人の実力によつて得るというよりは、むしろその家柄なり、あるいは夫の地位によつて強く左右されることにならざるを得ません。そしてこの問題を解決するためには、結局過小農的な家族経営をなくして行く。そして農業の協同化あるいは社会化を徹底して行くという以外には方法がないという結論が出て來たわけであります。

## ◎農業協同組合の現状

そこで以上概略申しましたような御報告を総括して申しますならば、要するに農村の婦人の問題を解決するということは、結局農業の合理化を遂行するということであり、農業労働からある程度婦人を解放することがまず前提とならなければならないということになつたわけであります。そこでこの農業協同組合が、それではそういう点についてどういう役割を果しているかということを農林省の平木課長から伺いました。平木委員のお話はいろ〳〵ありましたが、ごく簡單に申し上げますと、要するに現在、農業協同組合は、全國的に成立しているけれども、その大部分のものが信用とか、あるいは購買販賣というような流通面の協同化という仕事をなしておるにすぎない。つまり従來の農会なり、あるいは農業会の形がかわつただけであつて、いわゆる生産的な協同の面には協同組合はほとんどその役割を果していない。また生産的な協同ではなくて、今度は生活的な協同、——共同託児所とか、共同炊事というような面においても、農業協同組合は非常に不完全な作用しか果していないということが現状であるということに要約できると思います。それではなぜ生産の協同化、生活の協同化というものがむつかしいかというと、平木委員の説明では、生産の協同なり生活の協同ということにおいては、流通面の協同と違つて、労働の協同化ということがどうしても要求される。つまり人間の労働が一定の時に一定の場所に集結される。販賣とか信用ならば協同の意思によつて金や物が集められその管理や運用は少数の代表者にこれを委せればいいわけですが、それ以外に労働が協同に行われるということが必要になると、そこからいろ〳〵な束縛感が出て來る。同時にまた流通面の協同化では、これに参加することによる利益の程度を端的に知ることができるが、日本の現在の狀態においては、生産を協同化することによつてどの程度の利益が得られるかということが、農民には十分わかつていない。こういうような二つの理由がある結果として、協同化が阻まれておるのではないか。こういうような御意見があつたわけであります。

## ◎農村婦人問題解決への道

そこで今の九人の委員の報告を総括いたしまして、さいごにわれわれはいろ〳〵結論的な討論をしたのでありますが、これも非常に簡單に要約して私がまとめた結果だけを申し上げます。要するにそういうわけで、われ〳〵は農村婦人の解放という問題の対策として、次のようなことをぜひとも考えておく必要があるということになつたので

あります。第一には、農村の人口問題はぜひ解決されなければならない問題でありますが、この場合に先ほどもちよつと申し上げましたように、單に失業人口全部を農村に負いかぶせるような政策なり、考え方は嚴格に排除されなければならないということであります。つまり農業には農業の適正な人口というものが考えられて、その適正な人口はあくまでも維持されなければならない。そのためにむろん一つは産兒制限ということが問題として取上げられるとしても、それはまた婦人の勞働を軽減するという意味において必要であるといたしましても、産兒制限だけでは決して問題は解決されない。むしろ人口の適正な配分という日本全体の計画、経済的な考え方というものがどうしても必要になつて來るということであります。そこで農業にとつての適正な人口はどれだけかという点も、多少問題になつたわけでありますが、これはいろ〳〵な考え方があつて明瞭には結論は出て参りませんでした。しかし理想的に申しますならば、農業人口を今の千七、八百万というところから、單なる八百万ないし、九百万くらいに減らすということを考えなければならないのではないか。つまり一千万の人口を農業から放出するという問題がここに出て來るということになつたわけであります。しかし今すぐ一千万の人口を農村から追い出すといつてみても、それは單なる空想にすぎないのでありますが、少くとも將來においてそういう形における人口配分を考えなければいけないと思います。それと同時に失業人口の、これ以上の農村への還流をふせぐために、社会保障制度の拡大も必要と考えられます。なおこれに関連いたしまして、開拓の問題を多少われ〳〵は問題にしたのでありますが、その結論は開拓によつて人口を吸收するということは日本の現状においてほとんど望みが薄いという結論に達したのであります。それが第一の点、第二の点は、農業の所得の低さということが一つの重大な問題である。そのためにはどうしても農業の所得を一定のものに確保することが必要であるが、このための考え方として、現在のアメリカでも問題になつておりますような農業所得のパリティによつて農産物價格を決定するという考え方を導入する必要があるということであります。つまり現在の日本の米價のように、たとえば單に農家の購入品とパリティにする、そして農産物價格を決定するという方法では、農家の所得をある水準に維持することは不可能である。從つて將來の價格政策としては、どうしても農業所得を一定の必要なものとして維持するという考え方、それによつて農産物價格を決定するいわゆる所得パリティの考え方というものを導入しなければならないというのが一つの考え方であつたわけであります。それからそういう條件を具備しておいて、第三に全体の方向としては協同化ということが問題になるわけで、ことに生産の協同化、生活の協同化ということが理想になるわけであります。しかしそのためには單なる啓蒙運動というだけではこれは達成されない。從つて何よりもまず農業の技術的な合理化が行われるためには、その前提條件として土地改良事業が大々的に取上げられなければならない。しかし土地改良事業は、單なる農民の個人的な投資では今日不可能であつて、これは國家的観点から國土計画の一環としてやらざるを得ないでしよう。そういう土地改良事業を徹底的にやれば、交換分合もできるし、いわゆる耕地整理も可能になります。その上で機械化を推し進めて行くことが必要になります。その一方法として例えばM・T・S——トラクターステーションのような國家によつて、機械を貸與するというサービス・ステーションをつくつて機械を利用させるという設備も必要があるのではないか。要するにそういう一定の技術なり一定の生産手段と結びつかない協同化は、しよせん單なる説教に終つて、効果が上るはずがないというのが一つの結論であります。

最後に單なる物的な諸関係だけでは問題は解決しないので、農村の生活的な諸関係、社会的な諸関係、あるいはイデオロギーを改革するには、もちろん徹底的な教育あるいは啓蒙が必要である。この面において現在特に注意すべきは、婦人の農村における組織が非常に弱いことである。しかし外部の力によるものではだめで、政府が上からつくりだしたものや、都会の婦人団体が農村にまで組織をのばしたというのでなく、本当に農家の生活の中にぴつたりはいつた、つまり農家の協同的な組織から出てくる婦人組織、こういうものを一そう助長する政策がどうしても考えられなければな

らぬのではないか。こういうこともひとつの結論になつたわけであります。

以上時間の関係上、ごく概略しか申し上げられなかつたので、あるいは各委員の御報告の御趣旨を十分お傳えできなかつたおそれがあるとも考えますが、ともかくも一應二日間にわたる委員会の結論をここに御報告申し上げました。

**○丸岡議長**　どうもありがとうございました。ただいま大内先生による農村委員会の報告を終りました。皆さんの方から御意見なりあるいは御質問なりがたくさんおありだろうと思いますけれどもこれは時間の都合で一般討議の際にしていただきます。

宇都宮市一の澤町七番地

栃木婦人少年室

人
設